平成 26 年 5 月 20 日

各　位

会 社 名　株 式 会 社 京 葉 銀 行
代表者名　取 締 役 頭 取　小 島　信 夫
（コード番号　8544　東証第一部）
問合せ先　常務取締役経営企画部長 熊谷　俊行
（TEL．043-222-2121）

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 108 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

（２）社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も適切な人材を広く招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款に、変更案第 28 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 36 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第 28 条の規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 26 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日　平成 26 年 6 月 27 日

以　上

（別紙）

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条～第17条　（条文省略）	第17条～第18条　（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条～第26条　（条文省略）	第19条～第27条　（現行どおり）
（新　　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第28条　当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第27条～第33条　（条文省略）	第29条～第35条　（現行どおり）
（新　　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第36条　当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
第34条～第37条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行どおり）